

6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務（以下、「本業務」という。）に係る受託候補者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務目的

本市が進めるアグリサイエンスバレー事業に係る6次産業化の取組は、「地域農業」への更なる波及を目指しており、本市周辺の市況をもとに、消費者ニーズのある生産拡大及び加工品開発を図り、地域農業の発展に寄与することを目的としている。

そのような中、本市では、アグリサイエンスバレー事業の取組を、より地域農業・地域経済に波及することを目的に、消費者ニーズのある農産物の加工及び加工品等の開発を行う施設「6次産業化推進拠点施設」の整備を検討し、令和6年度に「6次産業化推進拠点施設基本計画」を策定した。

本業務では、アグリサイエンスバレー事業の目的である地域農業振興（農業所得の向上）及び産業振興（基幹産業である農業を主軸とした新産業の創出）を達成するため、「6次産業化推進施設」の運営機能をはじめ、アグリサイエンスバレー事業によって整備された各機能と地域農業との事業連携機能や、道の駅関連事業、ふるさと納税事業等の関連施策等の地域振興策を多角的に企画・実行できる地域商社機能を有する運営組織の組成及び実働を目指す。

2 業務概要

（1）業務名

6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務

（2）業務内容

別紙1「6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務委託仕様書」のとおりとする。

（3）履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

（4）委託料限度額

9,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料限度額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けた者であること。
- (4) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。なお、個人での応募はできないものとする。
- (7) 複数の団体で構成された共同事業体で応募するときは、名称を設定し代表者となる団体を選定すること。
- (8) 共同事業体で応募するときは、共同事業体の構成員全てが上記（1）から（6）までに掲げる要件を満たすこと。

4 スケジュール

本業務における契約締結までのスケジュールは以下のとおりとする。なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

項 目	期 限
公募の開始	令和7年4月8日（火）
質問の受付	令和7年4月8日（火）から 令和7年4月21日（月）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年4月25日（金） ※予定
企画提案書等提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時まで
一次審査（書類審査）の実施	令和7年5月22日（木） ※予定
一次審査結果通知	令和7年5月23日（金） ※予定
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年5月27日（火） ※予定
二次審査結果通知	令和7年5月28日（水） ※予定
契約交渉期間	令和7年6月上旬 ※予定
契約締結	令和7年6月中旬 ※予定

5 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

常総市 産業振興部 農業政策課 アグリサイエンスバレー推進室
〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

電話番号：０２９７－２３－２１１１（代表） 内線２３０３

FAX：０２９７－２２－８８６４

電子メール：agribusiness@city.joso.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和７年４月８日（火）から令和７年５月２１日（水） 午後５時まで

イ 配布方法

本市ホームページにおいて公表する。（※ダウンロード可能）

(3) 質問の受付

ア 受付方法

質問書（様式第１号）により、電子メールにて下記のメール送信先へ送信すること。

イ メール送信先

電子メール：agribusiness@city.joso.lg.jp

※送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

ウ 受付期間

令和７年４月８日（火）から令和７年４月２１日（月）

午後５時までに受信確認をしたものを有効とする。

エ 回答の方法

令和７年４月２５日（金）までに、本市ホームページ上に回答を公開する。

オ その他

- ・上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。
- ・回答の内容に疑義があるときであっても、市はそれ以上の質問に回答しない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和７年５月２１日（水）午後５時まで

イ 提出方法

上記（１）へ持参又は郵送により提出すること。

※持参のときは、閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までに提出すること。

※郵送のときは、一般書留又は簡易書留により提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類

- ①参加意思表明書（様式第２号）
- ②誓約書（様式第３号）
- ③会社概要等整理表（様式第４号）
- ④受注実績等整理表（様式第５号）
- ⑤業務実施体制届出書（様式第６号の１）
- ⑥予定技術者の経歴等（様式第６号の２）
- ⑦企画提案書（様式第７号）

- ・別紙２「企画提案書作成要領」に基づき、各業務に関し個別に作成すること。

- ・見積書（任意様式） ※見積書には詳細な明細を添付すること。
 - ⑧共同事業体構成員届出書（様式第8号の1）
 - ⑨共同事業体構成員概要書（様式第8号の2）
 - ⑩共同事業体協定書（様式第8号の3）
 - ⑪決算書（直近1期分）
 - ⑫納税（完納）証明書（発行から3か月以内、写し可）
 - 常総市内に本店又は支店等を有するとき
 - ・常総市税の納税（完納）証明
 - ・国税に滞納が無いことの証明
 - 常総市内に本店又は支店等を有していないとき
 - ・国税に滞納が無いことの証明
 - ⑬法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内写し可）
 - ⑭会社概要（任意様式）
 - 事業者名，所在地，代表者，資本金，従業員数，事業所数，事業概要が記載されているもの。既存パンフレット等でも可。
- エ 提出部数
- ①紙媒体：原本1部 写し10部
 - ②電子媒体：1枚（提出書類データをCD-ROM等に保存したもの。）
 - ※電子媒体に保存するデータのファイル形式は、PDFファイルとする。

6 審査方法

（1）一次審査（書類審査）

ア 審査の方法等

- ・別紙3「事業者選定審査要領」のとおり

イ 結果通知

- ・一次審査の選考結果は、令和7年5月23日（金）【予定】に、文書（郵送）で応募者あてに通知するとともに、電子メールに添付して送付する。
- ・選考に対する異議は、一切応じないものとする。

（2）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

ア 実施日

- ・令和7年5月27日（火）【予定】
- ・日時，場所等の詳細については，一次審査通過事業者あてに別途連絡する。

イ 実施時間

- ・1提案者40分以内（プレゼンテーション20分，質疑応答20分）

ウ プレゼンテーションの内容

- ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。ただし，企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

エ 審査の方法等

- ・別紙３「６次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務委託 事業者選定審査要領」のとおり

オ 説明員

- ・説明は、原則として業務実施体制届出書（様式第６号の１）に記載した予定技術者が行うこと。
- ・会場への入室は、４名以内とする。

カ 結果通知

- ・二次審査終了後、選考結果並びに採点結果を文書（郵送）により通知する。
- ・選考結果に対する異議は、一切応じないものとする。

７ 契約

- （１）契約優先交渉権者は、本市との間で業務内容について協議し、合意に至った場合に契約締結のための仕様書等の調整を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- （２）契約優先交渉権者が「３ 参加資格」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

８ その他

- （１）企画提案書等の作成及び提出に関する費用は応募者の負担とする。なお、提出された企画提案書等の返却は原則行わない。
- （２）提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要なときは、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （３）本件に関わる情報公開請求を受けた場合は、常総市情報公開条例（平成１３年水海道市条例第１７号）に基づき、提出書類を公開することができるものとする。ただし、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、非公開となる場合があるため、当該情報が含まれていると判断するときは、その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。
- （４）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とすることがある。
- （５）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。